

2018年度よりメンタルケア心理士®及びメンタルケア心理専門士®認定試験 実施形式変更及びメンタルケア心理士®・メンタルケア心理専門士®認定方法の変更

日頃より、当学会の事業活動にご理解、ご協力をいただいている皆さまに感謝申し上げます。さて、2017年7月10日に「2018年度よりメンタルケア心理士®認定試験実施形式変更及びメンタルケア心理士®・メンタルケア心理専門士®認定方法の変更」として告知致しました内容の一部変更をし、以下の通り今後変更をいたしますことご案内いたします。

1. メンタルケア心理士認定試験実施形式変更について

2018年度より、現行の試験実施形式である在宅試験からC B T試験へ変更いたします。

< C B T試験とは >

全国47都道府県、全国約200会場のテストセンターにて、コンピューターを活用した試験を実施します。近年では、漢検や英検などの検定団体の他、大学の語学入試、大手企業の採用試験や社内評価試験などにおいても導入が進んでおり、21世紀の主流となる次世代型試験モデルと言えます。

2. メンタルケア心理士専門士認定試験実施形式変更について

2018年度より、現行の試験実施形式である会場試験からC B T試験へ変更いたします。変更に伴い、学科試験の実施を、現行年2回のところ年4回いたします。実技試験については、現行の会場試験とし、実施回数（年2回）、実施場所（東京、大阪（年2回）、福岡、愛知、宮城、北海道（年1回））に変わりはありません。

3. メンタルケア心理士・メンタルケア心理専門士認定方法の変更について

現行のメンタルケア心理士・メンタルケア心理専門士認定試験はメンタルケア心理士が「こころ検定2級」、メンタルケア心理専門士が「こころ検定1級」と試験名称を変更します。メンタルケア心理士・メンタルケア心理専門士の認定は継続され、こころ検定2級合格者は、メンタルケア心理士資格登録を行うことでメンタルケア心理士の称号が授与されます。同じく、こころ検定1級合格者は、メンタルケア心理専門士資格登録を行うことでメンタルケア心理専門士の称号が授与されます。

4. 本変更によるメンタルケア心理士・メンタルケア心理専門士について

本変更によってもメンタルケア心理士・メンタルケア心理専門士の認定は今後も継続してまいります。

詳細につきましては、2017年12月を予定としメンタルケア学会ホームページに掲載します。

2017年10月17日

日本学術会議協力学術研究団体 メンタルケア学会